

公社等外郭団体の改革について(Ⅱ)

平成16年度対象団体

(財) 高知県政策総合研究所	(財) 高知県産業振興センター
(財) 高知県人権啓発センター	(財) 高知県観光コンベンション協会
(財) 高知県国民年金福祉協会	高知県信用保証協会
(財) 高知県福祉基金	(社) 高知県農業用廃プラスチック処理公社
(財) 高知県救急医療情報センター	(社) 高知県青果物価格安定基金協会
(財) 高知県ふくし交流財団	(財) 高知県山村林業振興基金
(財) 高知県障害者スポーツ振興協会	(社) 高知県森と緑の会
(財) 高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団	(財) 高知県苗木需給安定基金協会
(財) 高知県生活衛生営業指導センター	高知県漁業信用基金協会
(財) 高知県牧野記念財団	(財) 高知県漁業振興公害対策基金
(財) 高知県医療廃棄物処理センター	(財) 高知県のいち動物公園協会
(財) 高知県魚さい加工公社	(財) 高知県下水道公社
(財) 高知県文化財団	(財) 高知県環境検査センター
(財) 土佐山内家宝資料館	(財) 高知県スポーツ振興財団
(財) 四万十川財団	(財) 高知県体育協会
(財) 高知県国際交流協会	(財) 暴力追放高知県民センター
(財) こうち男女共同参画社会づくり財団	

平成17年3月

公社等改革推進会議

公社等外郭団体の見直しの方向

公社等外郭団体（以下「公社」という。）は、多種多様な県民ニーズに対応するため、県行政が行うべき分野を補完・分担する役割を担ってきました。

しかし、近年の厳しい社会・経済の変化や地方分権の本格化を背景に、公社を取りまく環境は著しく変化しており、公社が担ってきた公的サービスの分野への民間企業や非営利団体（NPO等）等の参入により、公社の設立目的の達成や存在意義の希薄化が指摘され、民間企業や非営利団体等との役割分担の明確化、県の財政的・人的支援からの自立等が求められています。ただ、一方では、法令等によって現在の形態での設置が定められている公社も多くあります。

こうした公社を取りまく環境の変化等を踏まえて、平成15年度には改革の基本方針を策定するとともに、後年度に県の財政負担が見込まれる公社及びあわせて検討すべき11の公社について個別の基本的な方向を策定し、平成16年10月には、今後5年程度の取組み内容、スケジュール等に関する実施計画を取りまとめました。

併せて平成16年度は、県が25%以上出資しているその他の33の公社について、昨年度に策定した下記の基本方針に沿って、県としての基本的な方向を検討し、この取りまとめを行いました。

なお、今後、公の施設の指定管理者選定の動向など、状況の変化に対応した見直しも行いながら取り組んでいきます。

基本方針

1 改革の基本的な方向

- (1) 公社等外郭団体については、原則、廃止又は民営化する。
存続させる場合には、存続理由を明らかにする。
- (2) 公社等外郭団体に対する県の人的・財政的支援を縮小・見直しする。
- (3) 民間との役割分担を見直し、徹底して民間の活力を活用する。
民間で担える業務から撤退する。
公の施設の管理に関しては、指定管理者制度を積極的に活用する。

- (4) 体制縮小や廃止に当たっては、プロパー職員の処遇について十分配慮するものとする。県は、団体への関与の状況に応じ、団体と協力して、団体間の人事交流や再就職の支援を行う。

2 公社等外郭団体を存続させる場合

(1) 組織

- ・真に必要な業務に見合った効率的な組織体制とする。
- ・効率的な業務執行のため、組織体制をスリム化するとともに、役職員については、必要最小限の体制とする。
- ・他公社との管理部門の一元化や公社間及び公社内での役職員の兼務化などを検討する。

(2) 人員

- ・プロパー職員の新規採用（退職補充を含む。）にあたっては、将来見通しを十分考慮のうえ慎重に行うものとする。なお、採用が必要な場合には、他公社の見直しに伴うプロパー職員の公社間異動を含めた雇用対策の検討が必要なため、公社等改革推進会議に諮る。
- ・県からの職員派遣は縮小していく。
- ・役員については、原則として県職員OBを充てない。また、民間活力の導入のため、民間からの積極的な登用を行うものとする。

(3) 給与

- ・役職員の給与等については、公社ごとの組織体制、財務状況等に応じた制度とし、各々の役職員の職務と責任に応じ、かつ業績を反映した運用を行うものとする。

(4) その他

- ・情報公開及び個人情報保護について、県の条例に準じた規定の整備を図るものとする。

個 別 事 項

<基本的な方向 一覧>

団 体 名	基 本 的 な 方 向
1 (財) 高知県政策総合研究所	廃止
2 (財) 高知県人権啓発センター	存続 (県の人的関与の見直し)
3 (財) 高知県国民年金福祉協会	県の関与は行わない
4 (財) 高知県福祉基金	存続
5 (財) 高知県救急医療情報センター	存続
6 (財) 高知県ふくし交流財団	当面存続 ((財) 高知県障害者スポーツ振興協会を統合。18年度を目指す)
7 (財) 高知県障害者スポーツ振興協会	(財) 高知県ふくし交流財団に統合 (18年度を目指す)
8 (財) 高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団	県の関与は行わない
9 (財) 高知県生活衛生営業指導センター	存続
10 (財) 高知県牧野記念財団	存続
11 (財) 高知県医療廃棄物処理センター	廃止 (平成 20 年度末までに)
12 (財) 高知県魚さい加工公社	存続 (健全経営の確保、県の関与の見直し)
13 (財) 高知県文化財団	当面存続 (組織のスリム化、経営の改善)
14 (財) 土佐山内家宝物資料館	存続
15 (財) 四万十川財団	当面存続 (流域市町村、民間団体との役割分担の検討、見直し)
16 (財) 高知県国際交流協会	存続
17 (財) こうち男女共同参画社会づくり財団	当面存続 (民間団体との役割分担の見直し)
18 (財) 高知県産業振興センター	存続
19 (財) 高知県観光コンベンション協会	存続

団 体 名	基 本 的 な 方 向
20 高知県信用保証協会	存続
21 (社) 高知県農業用廃プラスチック処理公社	当面存続 (民間事業者への業務移管の検討)
22 (社) 高知県青果物価格安定基金協会	存続 (健全経営の確保)
23 (財) 高知県山村林業振興基金	存続 ((社) 高知県森林整備公社及び県との役割分担の見直し)
24 (社) 高知県森と緑の会	存続 (県の関与の見直し)
25 (財) 高知県苗木需給安定基金協会	当面存続 (運營業務経費の見直し)
26 高知県漁業信用基金協会	存続 (健全経営への取り組み)
27 (財) 高知県漁業振興公害対策基金	廃止
28 (財) 高知県のいち動物公園協会	当面存続 (県の人的関与の見直し、経営の改善)
29 (財) 高知県下水道公社	当面存続 (民間委託等へ移行するまでの間、存続)
30 (財) 高知県環境検査センター	存続
31 (財) 高知県スポーツ振興財団	当面存続 (事業の見直し、経営の改善)
32 (財) 高知県体育協会	存続 (県の人的関与の見直し)
33 (財) 暴力追放高知県民センター	存続 (県の関与の見直し)

1 (財)高知県政策総合研究所

<基本的な方向>

廃止

< 概 要 >

平成16年12月2日に開催された臨時評議員会、臨時理事会で解散決議が行われた。

2 (財)高知県人権啓発センター

<基本的な方向>

存続(県の人的関与の見直し)

< 概 要 >

財団は、あらゆる人権問題について、県民の理解と認識を深め、その解決を図るための人権に関する啓発・研修等の事業を行い、人権尊重の社会づくりに寄与することを目的に設立された。

財団は、「高知県人権尊重の社会づくり条例」において県の責務として定める人権意識の高揚を目的とする教育・啓発に関する事業を受託しているが、実施にあたり公平かつ中立で人権問題全般に取り組む団体は他になく、存続する必要がある。

なお、県との役割分担や業務の見直しを行い、啓発・研修等の事業の充実を図るとともに、財団の業務に必要な知識と経験を有する非常勤職員等を確保し、県の人的関与の見直しを行う。

また、県の公の施設である高知県立人権啓発センター(ホールなど)の管理業務は、指定管理者制度の導入による適切な対応を行う。

3 (財)高知県国民年金福祉協会

<基本的な方向>

県の関与は行わない

<概要>

財団は、国からの国民年金制度の広報・宣伝、その一環として国民年金保養センター（サンリバー四万十）の受託事業を行っている。

財団は、国民年金事業を国からの機関委任事務として県が行っていた時代に県も出資して設立されたものであるが、平成12年4月に地方分権一括法の施行により当該事業が国に移管されたことに伴い、財団の所管も知事から厚生労働大臣に移管されたため、現在、県としての関与は行っていない。

そのため、こうした実態に即して国を主体とした財団となるように国に働きかけていく。なお、引き続き県の関与は行わない。

4 (財)高知県福祉基金

<基本的な方向>

存続

<概要>

財団は、県民福祉の増進を図るため、民間社会福祉施設及び恵まれない環境にある者に対する援助措置等（資金貸付や助成事業）を行うために設立された。

平成10年10月に事務局を県から(社福)高知県社会福祉協議会に移管し、体制のスリム化、業務に対する県の関与の縮小など、公社等外郭団体の改革方針に沿った効率的な運営に努めてきた。財団の設立当初から、県の出えん金（財源は福祉目的などで県に寄せられた寄附金）と自己資金のみを原資として事業を実施しており、寄附者に対し、県として寄附金の使途を明らかにしてきたし、多様な寄附者の意志を尊重するためには、引き続き独立した組織による判断を形として整えることが必要であるため、財団として存続する必要がある。

5 (財)高知県救急医療情報センター

<基本的な方向>

存続

< 概 要 >

財団は、広く救急医療情報の適確な収集及び提供を行うことにより、円滑、迅速な、救急医療の確保を図り、県民医療の増進に寄与することを目的に、県、市町村と医師会により設立されたものであり、運営は県からの委託料により行われている。

行政の役割である県民の救急医療の確保を図り、適切な救急医療情報を提供していくためには、医師会の協力を得て、現在の仕組みを維持することが望ましい。

ただし、運営については、経費節減策を検討し、より効率的な経営の確保に努力する。

なお、財団の基本財産は、剰余金の繰り入れによって増額されており、県の出資比率が25%未満となるため、今後は公社等外郭団体の対象外とする。

6 (財)高知県ふくし交流財団

<基本的な方向>

当面存続 ((財)高知県障害者スポーツ振興協会を統合。18年度を目指す)

< 概 要 >

財団は、高齢者、障害者等の生きがいづくり及び社会参加を促進すること等を目的として、県立ふくし交流プラザ及び県立障害者スポーツセンターの管理運営や、高齢者に関する県からの受託事業を行っているが、運営財源のほとんどは県からの補助金・委託料により賄われている。

財団は、県立障害者スポーツセンターの管理運営を(財)高知県障害者スポーツ振興協会の職員を兼務する形で行っており、また、同協会も障害者の生きがいづくり及び社会参加を目的とした団体であることから、両団体の運営の効率化を図るために、平成18年度を目途として統合する。

また、指定管理者制度の導入に向けて検討を進めるとともに、財団設立の原点に立ち返った事業の見直しや(社福)高知県社会福祉協議会との統合も含めて組織の在り方を検討する。

7 (財)高知県障害者スポーツ振興協会

<基本的な方向>

(財)高知県ふくし交流財団に統合(18年度を目指す)

<概要>

財団は、障害者の積極的なスポーツ活動を通じて、健康の維持増進及び自立意欲の向上を図り、障害者の社会参加を促進し、障害者福祉の向上に寄与することを目的として設立され、障害者スポーツの普及啓発を行っている。

(財)高知県ふくし交流財団の職員が財団の事務局を兼務するとともに、両団体とも障害者の生きがいづくり及び社会参加の促進を目的としていることから、運営の効率化を図るために、平成18年度を目途に統合する。

8 (財)高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団

<基本的な方向>

県の関与は行わない

<概要>

財団は、民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図り、もって民間社会福祉事業の振興に寄与することを目的として設立されており、法定の制度に付加する退職手当を支給するための退職手当共済制度に関する事業を行っている。

財団の運営は、県内の民間社会福祉施設及び施設に勤務する職員からの掛け金によって全て賄われている。このため、県として関与の必要性は少ないことから、役員についても辞退し、運営について今後、県の関与は行わない。

9 (財)高知県生活衛生営業指導センター

<基本的な方向>

存続

< 概 要 >

財団は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に定められた対象業種の経営の健全化及び振興を通じて衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的に設立された。

県内の生活衛生関係営業の衛生水準を向上させるために必要な生活衛生関係営業相談指導事業（営業者の指導相談及び利用者、消費者等の苦情処理）などを行っており、また、法律及び国庫補助要件として、事業主体が財団法人である都道府県生活衛生営業指導センターに限られていることや、対象団体の多くが零細企業であり、自主的な運営を望むことが難しいことから、財団は存続する必要がある。

ただし、運営については、これまでも一定の業務見直しを行っているが、今後さらに効率的な運営に努力する。

10 (財)高知県牧野記念財団

<基本的な方向>

存続

< 概 要 >

財団は、牧野富太郎博士の偉業を顕彰するとともに、植物に関する調査研究・教育普及活動、県立牧野植物園及び土佐寒蘭センター（平成12年度に(財)土佐寒蘭振興協会を統合して引継）の管理運営を行っている。

施設の管理運営業務は指定管理者制度が導入されるが、調査研究事業については、その専門性を生かして調査研究資料を技術開発に結びつけるなど、植物産業による地域振興活動の展開が期待され、財団は存続する必要がある。

なお、当該財団の計画では、外部資金の獲得により経営基盤の安定化を目指しているが、採択が前提となる補助事業だけでは安定化にはつながらないことから、民間からの業務受託等を目指すことが望ましい。

11 (財)高知県医療廃棄物処理センター

<基本的な方向>

廃止（平成 20 年度末までに）

<概要>

財団は、医療系産業廃棄物の広域的中間処理事業を実施することにより、医療活動の健全な発展を図るとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために設立された。

現在、県内に感染性医療廃棄物を処分できる施設はなく、存続する必要があるが、地元との確約もあり、現地操業が平成 20 年度末までに限られている。

そのため、操業期間満了後は、現在設置に向けて取り組んでいるエコサイクルセンターへの業務引継、若しくは民間企業への移管を行う。

また、新施設を整備するために行った長期借入を確実に返済し、健全経営を確保する。

12 (財)高知県魚さい加工公社

<基本的な方向>

存続（健全経営の確保、県の関与の見直し）

<概要>

財団は、悪臭対策と魚あらのリサイクル体制を確立するため、高知県、高知市等 18 市町村と 3 経済団体が出捐して設立した。平成 9 年度から操業を開始したが、設立当時の県と高知市との覚書や財団と日高村との確約の経緯から、平成 17 年 2 月に日高村での操業を停止した。現在、高知市神田字治国谷の新施設で試験運転を行っており、平成 17 年 4 月から本格操業を開始する。

財団は、民間事業者の廃業に伴い設立された経緯があり、現在も魚さい処理ができる施設が他にないことから、存続する必要がある。

財団事務局は県エコプロジェクト推進課の職員が対応してきたが、高知市への施設建設に伴い、今後、県の人的支援は行わず、魚あら排出量の大部分を占める高知市を中心とした運営体制に転換するとともに、魚粉の市場価格等に留意し、健全経営の確保に向けた取り組みを行う。

13 (財)高知県文化財団

<基本的な方向>

当面存続(組織のスリム化、経営の改善)

<概要>

財団は、芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保存、活用等を図り、もって県民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的とし、県立文化施設(美術館、歴史民俗資料館、埋蔵文化財センター、坂本龍馬記念館、文学館、県民文化ホール)の管理運営受託事業及び芸術鑑賞機会提供等の文化振興事業を行っている。

財団の主要業務である県立文化施設の管理運營業務は、指定管理者制度が導入されるが、対象となる施設を財団が運営している間は、財団は存続する必要がある。

しかし、財団の人件費をはじめとする諸経費は多額であり、今後、財団が施設を適正かつ持続的に運営していくためには、財務体質の改善を図る必要がある。

こうした観点から、組織・人員のスリム化、運営の合理化等を進める一方、自主財源の確保のための取り組みの拡充に努めるとともに、管理職員への民間出身者登用(県派遣、県OB職員の配置の見直し)等により、経営体制の見直しを早急に進めていく。

14 (財)土佐山内家宝物資料館

<基本的な方向>

存続

<概要>

財団は、土佐山内家に伝わる美術工芸品、古文書等の宝物資料を県民共有の文化遺産として適切に保存するとともに、その展示活用を図り、もって県民の教育、芸術及び文化の振興に寄与することを目的として設立された。

大名家の宝物資料が、散逸せず大量に伝えられていることは全国的にも珍しく、今年度、それらが一括して県に移管されたことは、幅広い活用につながることから、高く評価される。県有財産となった宝物資料を適切に保存・活用する必要があり、その保存、展示、調査研究は、専門的知識を要する業務であることから、財団は必要である。

今後は、こうした多くの宝物資料の分類整理や調査研究をさらに進めるとともに、保存・展示環境の改善、来館者の増加対策等を進め、自主財源の確保にも取り組む。

15 (財)四万十川財団

<基本的な方向>

当面存続（流域市町村、民間団体との役割分担の検討、見直し）

< 概 要 >

財団は、平成8年3月に県が策定した「清流四万十川総合プラン21」で、清流、自然景観、生物資源の保全に関する施策や四万十川基金の管理を担う組織の創設を打ち出し、「保全と振興」を産・学・官・民の連携で行う実践組織として平成12年2月に設立された。

県での指標や指針の策定業務が完了する平成18年度以降は、四万十川流域振興室を廃止して、目標達成に必要な具体的な施策を財団において実施することとしているが、これらを産・学・官・民の連携による活動とするには、流域8市町村やNPO等の民間団体の「自らの財産である四万十川は自ら守り育てる」という意識を高め、主体的に参加してもらうことが必要であり、その体制づくりに取り組むため、財団は自主財源の拡充を図りつつ、当面存続する必要がある。

16 (財)高知県国際交流協会

<基本的な方向>

存続

< 概 要 >

財団は、県内の民間国際交流団体の中核的役割を担う組織として設立され、人材育成事業や海外技術研修員の受入事業等を行っているが、運営財源のほとんどは県からの補助金・委託料により賄われている。

近年、国際交流、国際協力に関する分野ではNPO、NGO等民間団体の活動が活発化してきているが、財団に代わって事業を担えるだけの団体は育っていない。

そのため、財団は、自主財源の確保に努め、様々な国際交流活動を行う民間団体の育成、支援にさらに取り組むとともに、県と財団の役割分担を明確にしたうえで、国際交流の中心的な役割を担う組織として存続する必要がある。

17 (財)こうち男女共同参画社会づくり財団

<基本的な方向>

当面存続（民間団体との役割分担の見直し）

<概要>

財団は、県立こうち男女共同参画センター（以下「ソーレ」という。）の管理運営と女性の地位向上や人権の尊重を基調とした男女共同参画社会の形成を目指した事業を行っている。

ソーレの管理運営と男女共同参画に関する業務について、指定管理者制度が導入されることから、将来的には、男女共同参画に関する公益的な活動を行う女性団体やNPOなどの民間団体がこの受け皿となることが期待される。

しかし、現時点では、施設の管理と合わせて事業の総合的な企画運営を行える団体が、財団以外には想定されにくく、様々な取り組みの主体となる団体の支援・育成に取り組みながら、財団は利用料金制を有効活用しつつ、当面存続する必要がある。

18 (財)高知県産業振興センター

<基本的な方向>

存続

<概要>

財団は、平成10年策定の「公社等外郭団体の改革について」の改革方針を受け、平成11年4月に(財)高知県中小企業公社を統合した。

また、平成11年に「新事業創出促進法」に基づく中核的支援機関、平成12年に「中小企業支援法」に基づく中小企業支援センターの指定を受け、国の補助事業の対象となる各都道府県に一の指定法人となるなど、県内中小企業に対する県の各種施策の実働機関として欠かせないことから、財団は存続する必要がある。

なお、時代の流れや変化に応じた事業を柔軟に展開していく組織として、県と財団の役割分担、自立性についてのあり方を検討する必要があり、その際には、役員への民間出身者の登用についても併せて検討することとする。

19 (財)高知県観光コンベンション協会

<基本的な方向>

存続

< 概 要 >

財団は、平成 11 年に策定した「公社等外郭団体の改革について」の改革方針により (財) 高知コンベンションビューローと (社) 高知県観光連盟とを一体的組織とすることで観光とコンベンションの緊密な連携を一層促進するため平成 14 年に統合・設立したものである。

観光産業は、本県に欠かせないものであり、財団は観光推進に係る事業全般を包括的に行う組織として存続する必要がある。

なお、観光客の誘致・受け入れ等は継続的な取り組みが必要である一方、重点的に取り組むことが効率的・効果的でもあることから、状況に応じた組織体制や事業のあり方を常に見直しながら運営していかねばならない。

20 高知県信用保証協会

<基本的な方向>

存続

< 概 要 >

協会は、中小企業者等が事業資金を金融機関から借り入れる際にその借入債務を保証することにより、担保力や信用力が不足している中小企業者等に対する事業資金の融通を円滑化することを目的に設立された、「信用保証協会法」に基づく大臣認可法人である。

資金調達力の乏しい県内中小企業にとって、協会の信用保証業務の果たす役割は大きいものがあり、協会は存続する必要がある。

また、低金利下における運用益の減少等に伴い、協会の収支状況も経営収支差益の縮小が見込まれる環境下にあって、中小企業の資金需要に的確に応え、その役割を果たしていくためには、協会自らが、引き続き健全な経営を確保していかねばならない。

21 (社)高知県農業用廃プラスチック処理公社

<基本的な方向>

当面存続（民間事業者への業務移管の検討）

<概要>

社団は、農業用廃プラスチック類を広域的に再生処理することにより、自然環境の保全と施設園芸の一層の発展を図ることを目的に設立された。

現在、県下の農業用廃塩化ビニールは、ほぼ100%再生処理され、全国的にも優良事例として認められており、環境行政の観点からも、この再生処理システムは継続させる必要がある。

社団は、ビニールを回収するための配車事務等を行っている事務職員一名体制で、再生処理は民間企業に委託している実態にあり、昭和48年以来、システムとして既に確立されていると考えられることから、将来的には民間事業者に業務を移管することも検討する。

その際は、排出事業者（農家）に対する適正処理に向けた啓発・指導は環境保全や資源循環への取り組みとして、県が関与し再生処理システムを維持させる。

22 (社)高知県青果物価格安定基金協会

<基本的な方向>

存続（健全経営の確保）

<概要>

社団は、対象野菜及び果実の価格安定事業（価格低落時の補給金交付）等を実施し、生産意欲の向上と消費地への安定供給を図ることにより園芸農業の振興に資することを目的に設立された。これまで、運営費にかかる県からの補助はない。

県としては、主産地の育成及び生産農家の経営安定のため、制度の存続は必要と考えており、また、事業の実施主体が「野菜生産出荷安定法」及び「果樹農業振興特別措置法」で公益法人に限られていることから、社団は存続する必要がある。

ただし、当初は、基本財産の運用益で運営する見込みで設立されたが、管理費については、15園芸年度から17園芸年度までは基本財産を取り崩して対応している状況にある。

そのため、経費の節減等、より効率的な経営の確保を検討する。

23 (財)高知県山村林業振興基金

<基本的な方向>

存続（（社）高知県森林整備公社及び県との役割分担の見直し）

< 概 要 >

財団は、高知県における国土緑化を強力に推進するため、森林整備を促進し、林業労働力を育成・確保することにより、森林資源の造成及び森林の公益的機能の拡充・強化を図り、もって山村地域経済の振興及び県民の福祉の向上に寄与することを目的に設立された。財団の事務局は高知県森林組合連合会の職員が兼務している。

財団は、基本財産の運用益による森林整備事業や林業労働力の育成・確保事業等を行っており、これまで既存制度(補助事業等)間の隙間を埋める役割を果たしてきたが、近年、低金利により事業規模が縮小しており、基金を有効に利用するための抜本的な見直しが必要になっている。

このため、現在、森林整備公社が実施している林業労働者の育成確保に関する業務について、これまで県が担ってきた事業も含め、財団に移管し、施策の充実と効率化を図るとともに、森林整備公社及び県のスリム化に資する。

24 (社)高知県森と緑の会

<基本的な方向>

存続（県の関与の見直し）

< 概 要 >

社団は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」を受けて、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進などを目的に設立され、緑の募金及びその寄付金の管理、県立施設（情報交流館、森林学習展示館、月見山こども森）の管理等を行っている。

社団は、緑の募金に関する業務を行う公益法人として、法に基づき各県に1つ指定されたものであり、また、今後強く望まれている森林づくりや緑の環境づくりを広く県民の協力を得て推進する役割を担っていく必要があるため、存続する必要がある。

ただし、県からの委託業務等については、指定管理者制度への対応も含め、県や民間との役割分担の見直しを行うとともに、組織体制のあり方についても検討する。

25 (財)高知県苗木需給安定基金協会

<基本的な方向>

当面存続（運営業務経費の見直し）

< 概 要 >

財団は、森林造成の基盤をなす造林事業に必要な種苗の計画的な生産と供給の安定を図り、もって本県の森林の保続培養と森林の生産力の増進に寄与することを目的に設立され、苗木需給安定基金造成事業（造林計画に基づき生産された残余種苗への損失補償等）を行っている。

高知県森林組合連合会（以下、県森連）は苗木の生産者及び需要者双方の代表機関であることから、財団の事務局は県森連内に置き、業務は県森連の職員が兼務している。

苗木需給安定基金造成事業の実施要領では、事業の実施主体は高知県種苗緑化協同組合（以下、県苗組）でも可能であるが、近年、本県の林業用種苗の需要が激減しており、県苗組は苦しい経営を余儀なくされていることから、将来的には県苗組と県森連が苗木事業で一本化する方向に進むことが考えられるため、財団の事務局業務を引き続き県森連の職員が兼務して実施するのが現実的である。

現在、財団に対する県の人的・財政的支援はなく県財政への負担はないが、団体として業務を効率的に運営するために、平成 17 年度から現在の 3 名体制を 2 名体制に減員するとともに、引き続き業務運営経費の見直しを行っていくことを検討する。

26 高知県漁業信用基金協会

<基本的な方向>

存続（健全経営への取り組み）

< 概 要 >

協会は、「中小漁業融資保証法」に基づき、金融機関の中小漁業者に対する貸し付け等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業者の振興を図ることを目的に設立された。

保証残高は、設備投資の減少や養殖業の不振、倒産等の増加によりここ数年減少傾向にある。加えて、経済不況等による求償権の行使には困難性が伴い、バブル崩壊、漁業不振、魚価安等により代位弁済が増加しており、平成15年度単年度収支は約4千万円の赤字になっている。

協会は、法律に基づく大臣認可法人であり、また、業態別に保証制度を実施する法人を設置することになっている現行制度上、直ちに類似団体との統合等は困難であり、存続せざるを得ない。

これまで、合理化のための人員削減など一定の経営努力は行ってきたが、引き続き、保証の拡大、期中管理の徹底、求償権の行使による債権回収、経費節減等の健全経営に取り組んでいく。

27 (財)高知県漁業振興公害対策基金

<基本的な方向>

廃止

< 概 要 >

平成16年6月18日に開催された評議員会、理事会で解散決議が行われ、平成16年10月29日をもって清算手続きを完了し、廃止された。

28 (財)高知県のいち動物公園協会

<基本的な方向>

当面存続（県の人的関与の見直し、経営の改善）

< 概 要 >

財団は、県立のいち動物公園及び県立鏡野公園の管理業務のほか、動植物の調査研究、動物愛護思想の普及などを目的として設立されている。

このうち、財団の主要業務である動物公園の管理運営業務については、指定管理者制度が導入されるが、少なくとも財団が動物公園を管理運営している間は、存続する必要がある。

今後、財団が動物公園を適正かつ持続的に運営していくためには、人件費をはじめとする諸経費について常に見直しを行い、財務体質の強化を図らなければならない。

そのため、県からの職員派遣の見直しや民間出身者の役員への登用等を図り、民間感覚を取り入れた組織及び運営の合理化、経費の縮減に努めるとともに、収益事業の充実についても検討する。

29 (財)高知県下水道公社

<基本的な方向>

当面存続（民間委託等へ移行するまでの間、存続）

< 概 要 >

財団は、県が設置する浦戸湾東部流域下水道（高須浄化センター等）の維持管理を主要業務としている。高知市及び県からの職員派遣はあるが、運営経費については、流域市町の負担金で賄われており、実質的に県の財政的負担はない。

下水道の運転管理については、現在も民間事業者に再委託されている部分が多く、財団を通じなければならない必然性は低い。そのため、数年後には民間事業者に施設を運営させることを視野に入れ、指定管理者制度又は性能発注による包括委託を導入する。なお、指定管理者制度や包括的民間委託による下水道の管理の仕組みや民間事業者の準備が整うまでの間は、現在の仕組みを継続する。

30 (財)高知県環境検査センター

<基本的な方向>

存続

< 概 要 >

財団は、浄化槽の法定検査を行う知事指定の検査機関（指定検査機関）であり、「浄化槽法」の規定により指定検査機関が公益法人に限られていることから、引き続き財団として存続する必要がある。

財団の運営は検査手数料で賄われており、現在のところ経営は安定している。また、職員は全員がプロパーで、財政的・人的な面での自立性は高い。

今後とも健全な経営体制を確保しつつ、役員のあり方や県の出捐割合の引き下げなど、県の関与の更なる縮小に向けた検討を行う。

31 (財)高知県スポーツ振興財団

<基本的な方向>

当面存続（事業の見直し、経営の改善）

< 概 要 >

財団は、生涯スポーツ社会の実現のための初心者指導等のスポーツ振興事業と県立スポーツ施設（県民体育館、武道館、春野総合運動公園）の管理受託事業を行っている。

財団の主要業務である県立スポーツ施設の管理運営業務は、指定管理者制度が導入されるが、対象となる施設を財団が管理運営している間は、存続する必要がある。

しかし、これらの業務には多額の経費を要しており、今後、財団は、組織・運営の合理化等を進め、経費の縮減に努めるとともに、収益事業の拡充などに取り組む必要がある。

また、初心者指導をはじめとするスポーツ振興事業は、(財)高知県体育協会も実施しており、業務が重複しているので、事業の整理を行う。

32 (財)高知県体育協会

<基本的な方向>

存続（県の人的関与の見直し）

< 概 要 >

財団は、県民総体育の精神にのっとり、スポーツを普及奨励し、スポーツ精神を養うとともに、県民の体力づくりに寄与することを目的として設立され、競技力向上、国体派遣事業などを行っている。

財団は、(財)日本体育協会の規程に基づく国体参加資格をもつ団体であり、廃止は困難である。

ただし、財団の運営は、人的に県から独立しているとは言えない状況にあり、今後、組織運営体制のあり方について検討する。

また、(財)高知県スポーツ振興財団との事業の整理も行う。

33 (財)暴力追放高知県民センター

<基本的な方向>

存続（県の関与の見直し）

< 概 要 >

財団は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく暴力追放運動推進センターとして各都道府県に設置されており、暴力団員による不当な行為の防止及び被害の救済に寄与することを目的として設立された。

暴力追放への取り組みは重要であり、財団は主要業務である相談業務のほか、民事介入暴力の被害者に対する民事訴訟の支援などを行っている。

しかし、財団は設立当初とは異なり、現在は低金利による利子収入や企業等からの寄附金等も減少し、収入の大半を県からの補助金で賄われている現状にあることから、財団の事業の見直しや諸経費の節減に努めるとともに、恒常的な寄附金、賛助金の支援を計ることにより、県の財政支援を縮小し、自主的な運営に努力する。